

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 2 項の規定により、次の政治団体は、令和 7 年 4 月 1 日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第 3 項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和 7 年 4 月 7 日

岐阜県選挙管理委員会 委員長 竹内 治彦

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を支部とする政党の名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
自由民主党岐阜県可児市第一支部	小原 尚	久野 泰臣	可児市下恵土 2888-2	政党の支部	自由民主党	一以上市町村区域等
柏康夫交流倶楽部（柏やすお後援会）	柏 康夫	柏 康夫	不破郡垂井町 1150-5			
可児の元気！『小原尚を育てる会』	熊谷 豊一	水野 雅之	可児市下恵土 2888-2			
桑原宏行後援会	桑原 幹幸	川瀬 武	安八郡安八町氷取 1177			
県都岐阜を考える会	桑原 知子	八木 直美	岐阜市茜部辰新 1-96			
尚友会	小原 尚	柘植 五男	可児市下恵土 2888-2			
鈴木愛を育てる会	鈴木 愛	鈴木 孝之	羽島市正木町森 10-70			
道家やすなり後援会	桑原 知子	中島 誠津男	岐阜市茜部辰新 1-96			
21世紀の岐阜市を考える会	道家 康生	中島 誠津男	岐阜市茜部辰新 1-96			
毛利ひろつぐ後援会	毛利 廣次	毛利 廣次	羽島市桑原町八神 1998			